

豊川市監査公表第52号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年2月16日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

監査結果に基づく措置通知書（市民部市民協働国際課）

監査実施期間 平成26年5月12日から  
平成26年6月13日まで

豊川市監査公表第26号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 コミュニティ推進事業費補助金交付要綱第3条の補助金の交付額が具体的に規定されていないため、改善されたい。</p> <p>2 コミュニティ活動推進用備品整備事業補助金交付要綱第2条の旧町の合併後の特例に関する規定は、期間が経過しているので削除されたい。また、同要綱第3条の補助金の交付額が具体的に規定されていないため、改善されたい。</p> <p>3 とよかわボランティア・市民活動センタープリオの指定管理仕様書に、団体活動室の使用料の徴収期限、払込方法など、具体的な収納事務の内容を明記されたい。</p>	<p>1 左記指摘事項について、要綱に規定されている補助金の交付額を具体的に記載するとともに要綱改正を行い、平成26年10月27日に施行した。</p> <p>2 左記指摘事項について、要綱に規定されている旧町の合併後の特例に関する規定を削除し、補助金の交付額を具体的に記載するとともに要綱改正を行い、平成26年10月27日に施行した。</p> <p>3 左記指摘事項について、指定管理仕様書に、団体活動室の使用料の徴収期限、払込方法など、具体的な収納事務の内容を明記し、平成26年9月30日に指定管理受託者に対して手交した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成26年10月30日現在のものである。